

株主代表訴訟係属中の株式併合による株主資格の喪失と原告適格

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 3 月 28 日
【事 件 番 号】 平成 28 年（ワ）第 31879 号、平成 28 年（ワ）第 34926 号、
令和 3 年（ワ）第 9146 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件、参加申出事件、参加申出事件
【裁 判 結 果】 訴え却下、各共同訴訟参加申出却下（控訴）
【参 照 法 令】 会社法 847 条・849 条
【掲 載 誌】 金判 1700 号 20 頁、資料版商事 485 号 176 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25611460

愛知学院大学教授 黒野葉子

事実の概要

A 株式会社（以下、「A 社」という）は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に株式を上場する指名委員会等設置会社である。平成 28 年 9 月 21 日、A 社の普通株式を 1000 株保有する株主 X は、A 社において平成 20 年度から平成 26 年度第 3 四半期までの間に行われた会計処理に関し、同期間に A 社の会計監査人であった Y が重大な虚偽のある連結計算書類に無限定適正意見を表明したことによって、A 社が過年度決算修正に関する費用、上場契約違約金および課徴金等の損害を被ったと主張して、Y に対して任務懈怠責任（会社法 423 条 1 項）を追及する株主代表訴訟（以下、「本件代表訴訟」という）を提起した（同法 847 条 3 項）。その後、同年 10 月 14 日に A 社の普通株式を 1000 株保有する株主 Z₁ が、令和 3 年 4 月 9 日に A 社の普通株式を 100 株保有する株主 Z₂ が、それぞれ共同訴訟人として本件代表訴訟に参加した（同法 849 条 1 項）。

A 社は、令和 5 年 11 月 22 日開催の臨時株主総会において、同社普通株式 9300 万株を 1 株に併合する株式併合（以下、「本件株式併合」という）を決議し、本件株式併合の効力発生日である同年 12 月 22 日に、X・Z₁・Z₂（以下、「X ら」という）が保有していた A 社の普通株式はいずれも 1 株に満たない端数となった。そこで、Y は、X らはいずれも株主としての資格を失ったことにより、本件代表訴訟の原告適格を失ったと主張した。これ

に対して、X らは、会社の行為により株主たる地位を喪失した場合に原告適格を失うとすれば、株主代表訴訟を免れるためのスクイズアウトが蔓延することになるから原告適格を失わせるべきではない（主張 1）、X らは 1 株に満たない端数の売却価格に関して A 社が Y に対して損害賠償請求権を有しているか否かについて利害関係を有しており、原告適格の維持を認めるべき特段の理由がある（主張 2）等の主張をした。

判決の要旨

「会社法 847 条 1 項、3 項は、株主代表訴訟を提起することができる者として、6 か月前から引き続き株式を有する株主と規定しているところ、これは株主代表訴訟の原告適格を定めたものと解される。また、同法 851 条 1 項は、株主代表訴訟を提起した株主又は同法 849 条 1 項の規定により共同訴訟人として当該株主代表訴訟に参加した株主が当該訴訟の係属中に株主でなくなった場合であっても、同法 851 条 1 項各号に該当するとき……は、その者が訴訟を進行することができる」と規定しているところ、株主代表訴訟の係属中に当該株式会社の株主でなくなった原告及び参加人は、同項各号に該当するとき以外は原告適格を失うと解するのが同項の文理上自然である。

以上によれば、株主代表訴訟の原告及び参加人たる株主は当該訴訟の口頭弁論終結時まで株主の地位を保有していることが必要であり、原告及び

参加人が口頭弁論終結前に株主の地位を失った場合には、同法 851 条 1 項各号に該当するときを除き、特段の事情のない限り、原告適格を失うものと解するのが相当である。」

（主張 1 について）「……会社が株主代表訴訟を不当に免れる目的で株式併合をしたなどの特段の事情が認められる場合には、例外的に個別の救済を図ることが可能であり、本件のような株式併合の場合にも原告適格を失うものと解するとしても、原告が指摘するような状況となるとは解されない……。」

（主張 2 について）「株主代表訴訟の提訴権は株主の権利として認められているものと解されるところ、1 株に満たない端数を有するにすぎない者は株主ではなく、株主の地位を失った原告及び参加人らが 1 株に満たない端数の売却価格に関して利害関係を有しているとしても、株主代表訴訟の原告適格を認めることはできない……。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、A 社が同社の会計処理問題に起因して上場契約違約金や課徴金等を支払ったことに関し、同社の当時の会計監査人の任務懈怠責任を追及する株主代表訴訟であるが、本件代表訴訟の係属中に行われた株式併合により X らが A 社の株主たる地位を失ったため、X らの原告適格が争点となった¹⁾。A 社の会計処理問題をめぐっては、本件代表訴訟のほか、A 社の取締役および執行役の任務懈怠責任を追及するものとして、A 社による訴訟（A 社の株主 P および Q が A 社の共同訴訟人として参加）と Q による株主代表訴訟も提起されたが（後に両者は併合）、第一審判決（東京地判令 5・3・28 金判 1679 号 2 頁）の言渡し後、控訴審の係属中に本件株式併合が行われ、P、Q が A 社の株主たる地位を失ったため、本件と同様、P、Q の原告適格が問題となった。当該訴訟において、控訴審（東京高判令 6・3・6 資料版商事 485 号 170 頁）は、P、Q の保有する株式がいずれも 1 株に満たない端数となったことを認定し、「そうすると、P 及び Q は本件訴訟の原告適格を喪失したというべきである」とのみ判示して、P、Q の共同訴訟参加の申出および Q の訴えをいずれも却下した²⁾。

本判決も、株式併合により株主資格を失った者

は株主代表訴訟の原告適格を喪失する旨を判示する点では上記の控訴審判決と異ならないが、本判決は、会社法 851 条 1 項の解釈に言及する点、また、同項各号所定の場合以外にも、特段の事情がある場合には、株主資格を喪失した原告らによる訴訟追行が例外的に認められることを示唆する点に意義がある。

二 株主代表訴訟係属中の株主資格の喪失と原告適格

会社法 847 条 1 項・3 項が会社に代わって訴訟提起しうる者として株主であることを要求する趣旨は、当該会社の取締役等の責任を追及することに利益を有するのは当該会社の実質的所有者である株主であることに基づくものであるとされ³⁾、株主代表訴訟の原告は、提訴請求時から口頭弁論終結時まで継続して株主たる地位を有している必要があると解されている⁴⁾。本判決も「6 か月前から引き続き株式を有する株主」という要件は、株主代表訴訟の原告適格を定めるものであるとして同様の立場に立つ。

かかる理解のもと、株主代表訴訟を提起した株主や共同訴訟人として参加した株主（以下、両者を併せて「原告株主等」という）が、口頭弁論終結前にその保有株式をすべて任意に売却して株主でなくなった場合、原告適格を失うと解することにはば異論はない。では、原告株主等が、会社の行為等によって、その意思によらずに株主資格を失った場合はどうか。この点、平成 17 年改正前商法下において、株主代表訴訟の係属中に株式交換または株式移転により当該会社の株主たる地位を失った原告株主等は原告適格を喪失し、訴えは却下されるとする下級審判決が相次いだ⁵⁾。この結論に対し学説の多くは反対し、原告株主等は任意に株主資格を放棄したわけではないし、（当時は対価として完全親会社となる会社の株式の交付が必要であったため）完全親会社の株主として会社に対する利害を継続しているのであるから原告適格の維持を認めるべきであるなどと主張した⁶⁾。

このような状況のもと、立法的な手当てを行ったのが会社法 851 条である。同条 1 項は、原告株主等が株主代表訴訟の係属中に、株式交換・株式移転または合併により当該会社の株主でなくなった場合であっても、株式交換・株式移転により当該会社の完全親会社の株式を取得した場合（1

号) および当該会社が消滅会社となる合併により設立会社または存続会社もしくはその完全親会社の株式を取得した場合(2号)には、原告適格を失わない旨を定める。

三 会社法 851 条 1 項と株式併合による株主資格の喪失

会社法 851 条 1 項において完全親会社等の株式の取得が要件とされたのは、完全親会社等の株主として会社に関する利害を継続するという関係をも喪失した者に訴訟を進行させることには問題があると考えられたためである⁷⁾。そのため、株式交換・株式移転または合併の対価が金銭等であるときは、原告適格を失うものと解されている⁸⁾。

本件は、株式併合により保有株式が 1 株に満たない端数となって株主資格を喪失した事案であるが、株式併合により保有株式が 1 株未満となった者は、会社法 235 条に定める端数処理により金銭の交付を受け、会社に対する投資関係から完全に離脱する。株式交換等により株主資格を失った原告株主等のうち、会社に対する実質的な投資関係を継続する者にのみ株主代表訴訟の進行を認めた会社法 851 条 1 項の趣旨に照らせば、株式併合により株主資格を喪失した者は、株式交換等の対価として金銭等のみの交付を受けた者と同様に、株主代表訴訟の原告適格を失うものと解するのが相当である。

判旨は、会社法 851 条 1 項の文言を反対解釈して X らの原告適格を否定するものであるが、典型的に会社に対する実質的な投資関係が継続しない株式併合による株主資格の喪失について、法律の文言に反して原告適格の存続を認めるべき特段の理由はなく、判旨は妥当であると考ええる。また、Y の損害賠償義務が認容されれば 1 株に満たない端数の売却価格が上がる点で訴訟の結果に利害関係を有するから原告適格を維持すべきとの主張(主張 2)について、そのような利害関係が認められるとしても原告適格を認めることはできないと判示する点も、上記の立法趣旨と整合する。

四 特段の事情による例外

判旨は、本件のような株式併合により原告適格を失うとすれば不適切なスクイズアウトが蔓延するとの主張(主張 1)に対して、「会社が株主代表訴訟を不当に免れる目的で株式併合をしたなど

の特段の事情が認められる場合には、例外的に個別の救済を図ることが可能」であるとする。この説示からは、取締役等が株主代表訴訟の却下による責任追及回避を企図して会社の株式併合を主導したと認められる場合には、何らかの救済により株主代表訴訟の継続が図られるものと解される。

学説上、株式併合が不当な目的による少数株主の排除の手段として行われる場合には、それ自体が独立した無効事由となるものではないが、当該株式併合にかかる株主総会決議に会社法 831 条 1 項 3 号の取消事由があることを通じて、株式併合が無効となると解されている⁹⁾。そこで、責任追及回避目的で株式併合が行われた場合についても同様に、株主総会決議の瑕疵を通じた株式併合の無効を主張することが考えられる。株式併合の無効の主張方法については議論があるが、無効の一般原則に従うとの立場¹⁰⁾によれば、原告株主等は、当該代表訴訟の中で株式併合の無効を主張することができ、株式併合が無効とされれば、原告株主等は株主資格を遡及的に回復することとなるため、株主代表訴訟は当然に維持されよう¹¹⁾。

もっとも、学説は、株式併合を決定する株主総会決議に取消事由があることを理由に株式併合の無効を主張するためには、まず、株主総会決議取消の訴えを提起し、取消判決が確定することを要すると解している¹²⁾。そうすると、原告株主等は、別訴で株主総会決議取消の訴えを提起して、株主代表訴訟の口頭弁論終結時までに決議取消の確定判決を得ない限り、株式併合の無効による株主資格の継続を主張しえないこととなる。加えて、キャッシュ・アウトにより当該代表訴訟に共同訴訟人として参加する他の株主もいなくなれば、原告株主等の原告適格の喪失を理由に訴えを却下せざるをえず、責任追及回避目的を実現させてしまうことになりかねない。

この点、判旨は、原告株主等が株主資格を喪失した場合について、会社法 851 条 1 項各号に該当するときを除き、「特段の事情のない限り、原告適格を失う」と判示して、同項各号所定の場合のほか、特段の事情が認められる場合にも、株主たる地位を失った原告株主等による訴訟進行を認めうることを示唆している。判旨はここでは「特段の事情」を例示していないが、株主代表訴訟による責任追及を免れる目的で株式併合が行われた場合に、例外的に、「個別の救済」として、株主

資格を失った原告株主等による訴訟追行を認める余地を残しているのではなかろうか。株主代表訴訟を却下すべきか否かの問題と株式併合を無効とすべきか否かの問題とは次元の異なる問題であり、原告適格の喪失を理由とした訴えの却下が不当な責任追及逃れの容認につながる場合には、例外的に、株主資格を失った原告株主等による訴訟の追行を許容するとの解釈もありうるように思われる¹³⁾。そして、このような不当な責任追及回避の場合の例外は、原告株主等の株主資格を失わせる手段として株式併合以外の行為が利用された場合にも、同様に認められるであろう。

他方、本判決が「特段の事情」による留保を付す点については、上記のような解釈とは別に、株主資格を喪失するが実質的な投資関係が継続する場合を想定して、会社法 851 条類推の可能性を示唆するものとみる見解もある¹⁴⁾。きわめて稀なケースであろうが¹⁵⁾、会社法 851 条 1 項各号と同様の利益状況が認められる場合には、同条の趣旨に鑑みて、株主資格を失った原告株主等による訴訟追行が認められるべきであろう。

●——注

- 1) 本判決の評釈として、満井美江「判批」國士館法学 57 号(2024 年)319 頁、小柿徳武「判批」法教 532 号(2025 年)113 頁、桜沢隆哉「判批」京女法学 27 号(2025 年)81 頁、山田泰弘「判批」リマークス 71 号(2025 年)98 頁。
- 2) 同判決の評釈として、清水円香「判批」法セ 840 号(2025 年)114 頁。なお、分離して審理された A 社による損害賠償請求訴訟の控訴審判決として、東京高判令 7・3・19 金判 1720 号 10 頁。
- 3) 名古屋地判平 14・8・8 判タ 1145 号 226 頁。株主代表訴訟は法定訴訟担当の一例であるが、民事訴訟法の通説は、株主代表訴訟は、株主が株主自身の利益のために提起する自己のための訴訟担当であると解している(高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法(2)』(有斐閣、2023 年)788 頁[田頭章一])。詳細は割愛するが、本判決も同様に解して、X らは民事訴訟法 124 条 1 項 5 号にいう「一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるもの」には該当しない旨を判示する。
- 4) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(6)』(有斐閣、1987 年)367 頁[北沢正啓]、岩原紳作編『会社法コンメンタール(19)』(商事法務、2021 年)467 頁[岩原紳作]。
- 5) 東京地判平 13・3・29 判時 1748 号 171 頁、東京地判平 15・2・6 判時 1812 号 143 頁、名古屋高判平 15・4・23LEX/DB28082302、東京高判平 15・7・24 判時 1858 号 154 頁など。
- 6) 株主代表訴訟制度研究会「株式交換・株式移転と株主

- 代表訴訟(Ⅰ)―原告適格の継続―」商事 1680 号(2003 年)4~5 頁。
- 7) 江頭憲治郎『株式会社法[第 9 版]』(有斐閣、2024 年)527 頁。
 - 8) 江頭・前掲注 7) 527 頁。
 - 9) 江頭・前掲注 7) 163 頁、伊藤靖史「株式の併合の無効(1)——無効原因と主張方法を中心に」民商 159 巻 5 号(2023 年)620 頁、田中亘『会社法[第 5 版]』(東京大学出版会、2025 年)664~665 頁、669 頁。
 - 10) 久保田安彦『会社法の学び方』(日本評論社、2018 年)214 頁、伊藤・前掲注 9) 620 頁。
 - 11) これに対して、株式併合を特殊の新株発行の一類型とみて、株式併合の無効について、新株発行無効の訴え(会社法 828 条 1 項 2 号)に関する規定を適用しないし類推する見解(酒巻俊雄ほか編『逐条解説会社法(2)』(中央経済社、2008 年)482~483 頁[吉本健一])によれば、株式併合の無効は遡及せず、原告株主等は口頭弁論終結前に一旦、株主の地位を失ったこととなる。
 - 12) 伊藤靖史「株式の併合の無効(2・完)——無効原因と主張方法を中心に」民商 159 巻 6 号(2024 年)808 頁。
 - 13) 平成 17 年改正前商法下における 100%減資による株主資格の喪失の事例ではあるが、取締役が自らに対する責任追及を回避する目的で株主資格を失わせたとの事情が認められるときは、「原告の当事者適格について個別救済を図るべき特段の事情」があるものとして原告適格を肯定しうることを示唆する裁判例がある(東京地判平 16・5・13 判時 1861 号 126 頁)。
 - 14) 山田・前掲注 1) 100 頁、101 頁。実質的な投資関係が継続する場合には会社法 851 条 1 項を類推適用すべきとするものとして、酒巻俊雄ほか編『逐条解説会社法(9)』(中央経済社、2016 年)314 頁[三浦治]、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法(3)[第 3 版](別冊法セ 276 号)』(日本評論社、2025 年)499 頁[山田泰弘]。岩原編・前掲注 4) 609 頁[伊藤靖史]も参照。
 - 15) 全部取得条項付種類株式・取得条項付株式の取得の対価として当該会社の完全親会社の株式が交付される場合がしばしば例に挙げられるが、子会社による親会社株式の取得は一定の例外(会社法 135 条 2 項・800 条)を除いて禁止されるところ、取得条項付株式等の取得の対価とするために親会社株式を取得・保有することを認める規定は存在しない。そのため、上記の例は、会社法 135 条 2 項所定の事由により取得した親会社株式を相当の時期に処分する際に、取得条項付株式等の取得の対価として利用するケースということになろうか。